

保持義務：クライアント、従業員、会社を保護する

クライアントや会社が適切なガイドラインに従い、規制 (FRCP、FINRA、HIPAA など) に準拠していても、訴訟になった場合にそれを証明できなければ意味がありません。

法律事務所のアーカイブに関する考慮事項：

重要なのはスピードです。どれだけ迅速に証拠にアクセスして、それを提示できますか。現在導入している e ディスカバリソリューションは数秒で作業を実行できますか、それとも数日かかりますか。貴社または貴社のクライアントは、すべての電子コミュニケーションを適切にアーカイブしていますか。適切に適用されたポリシーはありますか。貴社または貴社のクライアントはそのポリシーに従っていますか。誤ってデータが削除された場合はどうなりますか。削除されたデータを簡単に再取得して、ずっとコンプライアンスを確保していたことを証明できますか。

重要なのはスピードです。どれだけ迅速に証拠にアクセスして、それを提示できますか。現在導入している e ディスカバリソリューションは数秒で作業を実行できますか、それとも数日かかりますか。貴社または貴社のクライアントは、すべての電子コミュニケーションを適切にアーカイブしていますか。適切に適用されたポリシーはありますか。貴社または貴社のクライアントはそのポリシーに従っていますか。誤ってデータが削除された場合はどうなりますか。削除されたデータを簡単に再取得して、ずっとコンプライアンスを確保していたことを証明できますか。

すべての電子保存情報の保持義務

連邦民事訴訟規則 (FRCP) では、すべての電子保存情報を保持することを組織に義務付けています。「FRCP の修正条項では、訴訟が合理的に予期される場合は、証拠となる可能性のある情報を保持することを義務付けています」。この条項により、訴訟に関わる可能性のある組織には、特有の対応が求められることとなります。保持義務により、組織は電子メールやその他の電子コミュニケーションを保持しなければなりません。つまり、これらのデータをアーカイブして、簡単かつ迅速にアクセスや検索、訴訟ホールドの対象にできるようにし、情報を公開できるようにする必要があります。これを怠った場合、罰金、制裁、またはその他の罰則が科せられる可能性があります。

2015 年 12 月の重要なアップデート

連邦民事訴訟規則の修正条項が 2015 年 12 月 1 日付けで施行されました。規則 37(e) が「電子保存情報の保持違反」として一新されています。

規則 37(e) には、以前の条項に対する修正に加え、弁護士がクライアントの電子保存情



報を保持し、「クライアントの情報システムおよびデジタルデータ (ソーシャルメディアを含む) に精通することで、これらの問題に対応すること」を明確に求める正式な委員会勧告も追加されています。この修正条項の含意は明らかです。ソーシャルメディアの証拠もその他の電子保存情報 (電子メールやドキュメントなど) と同等の重要性を持つということです。FRCP 全文へのリンク：www.law.cornell.edu/rules/frcp/rule_37

「保持義務」に関する訴訟のサマリ

Zubulake v.UBS Warburg LLC, 2004 U.S. Dist. LEXIS 13574, (S.D.N.Y.2004) (Zubulake V)：この訴訟では、証拠となる可能性のある情報を弁護士が保持することの義務についての概要が示されています。この判決には、e ディスカバリの分野で最も頻繁に引用される論拠が含まれています。この判決は 2006 年の FRCP 改正前に下されたものです。

Phillip M.Adams & Assoc., LLC v.Windbond Elecs.Corp., 2010 WL 3767318 (D.Utah 16 Sept.2010)：この訴訟では、「東芝に対する大規模集団訴訟での示談が大々的に報じられたことで、1999 年後半には、フロッピーディスクコンポーネントの欠陥品に関する訴訟の可能性について、コンピューターおよびコンピューター部品製造業界全体が認識していた」として、被告の保持義務に関する以前の

お問い合わせ



判決を裁判所が改めて支持しました。その結果、被告の MSI 社は、保持義務違反に対する制裁を科せられました。

Viramontes v.U.S.Bancorp, No.10-761, 2011 WL 291077 (N.D.Ill.27 Jan.2011)：この訴訟では、保持義務が合理的に予期されるまでは、組織は電子保存情報を法律上または規制上の目的で保持する必要はないということに改めて言及しています。他の証拠と同様、電子保存情報を意図的に破棄することは許されていません。企業には、関連する電子保存情報を保持する積極的義務があります。

Apple Inc. v.Samsung Electronics Co., LTD, Case No.: C 11-1846 LHK (PSG), Slip Op.(N.

D.Cal.25 July 2012)：この訴訟では、保持義務を負う被告が商用電子メールシステムの自動削除機能(2週間ごとにデータを自動削除する機能)を無効化しなかったことが焦点となりました。さらに、同被告は従業員が訴訟ホールドに関するコンプライアンス要件を満たしているかを確認していませんでした。関連文書を保存するかどうかは、従業員それぞれの裁量に任されていました。こうした怠慢により、関連する電子メールが失われました。被告による文書毀棄が原告に損害をもたらしたことが明らかになったのを受け、被告が証拠の保持を怠ったこと、そしてその証拠は原告に関連のある有利な証拠であったと見なし、よいことを、裁判所は陪審員に告げました。

事前に備える

OpenText™ Retain を利用すると、クライアント、従業員、会社の評判を保護でき、時間とコストを節約できます。また、訴訟において自らの正当性を証明することができます。Retain があれば、すべての電子メール、ソーシャルメディア、モバイルコミュニケーションを単一の統合アーカイブに保持して、あらゆる訴訟または捜査に備えることができます。アーカイブした情報は、組み込みの eディスカバリツールを使用して簡単にアクセス、検索、公開できます。

Retain でクライアント、従業員、会社を保護し、リスクを管理してください。

詳細はこちら：
www.opentext.com

「医療機関である Health First では、常に何らかの訴訟手続きが進行しています。そのため、アーカイブの一元管理を強化する必要がありました。それを可能にしたのが Retain です。Retainのおかげで、eディスカバリ対応を Health First の法務部門に直接任せられるようになりました。法務部門は検索結果を即座に確認できるようになっています」

DANIEL BRAY 氏

システムオペレーションアナリスト
Health First